

令和5年関川村議会10月（第8回）臨時会議会議録（第1号）

○議事日程

令和5年10月3日（火曜日） 午後1時30分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議案第47号 損害賠償の額を定め和解することについて
 - 第 4 議案第48号 令和5年度関川村一般会計補正予算（第5号）
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議案第47号 損害賠償の額を定め和解することについて
 - 第 4 議案第48号 令和5年度関川村一般会計補正予算（第5号）
-

○出席議員（10名）

1番	小澤仁君	2番	加藤つや子君
3番	川崎哲也君	4番	近敬志君
5番	近壽太郎君	6番	加藤和泰君
7番	高橋正之君	8番	菅原修君
9番	平田広君	10番	鈴木紀夫君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	加藤弘君
副村長	角幸治君
総務課長	野本誠君

○事務局職員出席者

議会事務局長	熊谷吉則
議会事務局副主幹	小池由美子

午後1時30分 開 会

○議長（小澤 仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和5年関川村議会10月（第8回）臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（小澤 仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、加藤和泰さん、7番、高橋正之さんを指名します。

日程第2、諸般の報告

○議長（小澤 仁君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年8月分の例月出納検査結果の報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第47号 損害賠償の額を定め和解することについて

○議長（小澤 仁君） 日程第3、議案第47号 損害賠償の額を定め和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 本日は臨時会議をお願いいたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、最初にお諮りいたします議案第47号は、損害賠償の額を定める和解についてです。

役場庁舎裏に駐車しておりました車両に損害を与えた案件についてでございます。

詳細を総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは説明させていただきます。

関川村役場駐車場で発生した庁舎外壁タイル落下による車両損害について、損害賠償の額を定めたというものでございます。

1、和解の相手方、蔵田島の佐藤恵子さん、村の職員でございます。

2としましては、事故の概要です。発生日時は令和5年8月10日8時25分から午後5時40分の間ということです。

事故の発生場所は役場の駐車場、裏の方でございます。

事故の状況です。

役場庁舎の3階部分の剥がれ落ちた外壁タイルが佐藤さんの自家用車に当たりまして、リアガラス、後ろのガラスが割れたということでございます。

和解の要旨でございますが、本件事故に関わる損害賠償の額を8万9,122円とし、関川村は相手方に対し、当該賠償金を支払うものとする。

関川村及び相手方の間には本件事故に関する一切の債権債務関係がないものとするというものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

事故ということですが、庁舎の外壁タイルが落ちてガラスに当たったということ、タイルというのはもう分かっているんですか、タイル自体が車のところに落ちていたとかといったことはあるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） お答えいたします。

私現物持ってきました。これなんですけれども、タイルの一部が剥がれて落ちたというふうに誰も見ていけませんので分からないんですけれども、状況としては佐藤さんの車が下方にあり、割れていたということなんですけれども、ガラスは車の中と外に散在していたという状況でございます。何が原因かなということで職員と周りを見渡したところ、このタイルが見つかりました。それで上の方を見渡すと、恐らく剥がれ落ちたであろうということが欠けていたものですから、これが原因だと考えるのが自然だろうということで、村側が賠償に応じるということにした経緯でございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） その当時、屋上で工事をされていたと思うんですけれども、その工事によってそのタイルが剥がれたということはないのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 私どももそういった可能性もあるかなということで、早速すぐに業者と連絡を取ったわけですが、状況は佐藤さんの車は診療所側の方に止めていまして、当時役場の工事も始まってはいたんですけれども、まだそちらの方には手つかずに村上信用金庫側といいましょうか、そちら側をまだ工事始めたばかりでして、工事の作業員も事故のあった近辺には入った形跡がないということで、聞き取りもそうでありましたし、我々もそう判断し、その工事が原因ではないだろうというふうに判断をしております。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは外壁の老朽化というような考えでよろしいかと思うんですが、ということは全体的に老朽化でタイルが落ちやすいような状況になっている、これに対する対処というのは今後考えますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） まず対応といたしましては、その後すぐに目視では確認をし、ばらばらと落ちる状況ではないということは確認をいたしました。その後、ちょうど屋上の工事が始まっておりまして、一番上っ面の部分はたまたま工事の延長でシートをかける、要はタイルを覆うような工事になる予定でしたので、その部分は剥がれ落ちる心配がないということになります。

それからその下の辺りにつきましては、その業者さんにたたいていただいて、落ちることはあわないだろうかということを確認をお願いをして、心配はないという判断をしたところでございます。

なお、今後ちょうど外壁の近くで軒天の工事をする予定になっておりまして、そのときにも高所作業車が来ますので、その業者にもなおできる範囲、庁舎1週たたいていただいて点検をお願いすることにしております。

ただ、鈴木議員のご指摘のとおり、庁舎も昭和54年に建てて四十四、五年がたっておりまして、古くなっていることは間違いございません。これまでも何度かタイル工事してきましたけれども、今後抜本的な工事が必要かどうか見積りを取ったりあるいは点検業者に話を聞いたりして判断をしなければいけないという時期に来ているのかなというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

次に9番、平田 広さん。

○9番（平田 広君） 内容同じなので結構です。

○議長（小澤 仁君） 次に、2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 内容一緒でした。

○議長（小澤 仁君） ほか質疑ございませんか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第48号 令和5年度関川村一般会計補正予算（第5号）

○議長（小澤 仁君） 日程第4、議案第48号 令和5年度関川村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第48号は、令和5年度関川村一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

これは、新潟県と合同で実施いたします総合防災訓練の必要経費などの補正を行うものでございます。詳細について総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、第5号の一般会計補正予算でございます。

200万円を追加いたしまして、予算総額56億1,910万円とするという補正でございます。

9ページ目お願いいたします。一番最後のページでございます。

歳出です。2款総務費1項総務管理費、初めに賠償金10万円につきましては、今ほど議決いただきました賠償金でございます。それから修繕料で50万円。これは集落要望の関係で集落の外灯の修理の関係であります。それから安心安全対策費各種委託料で5万円。防災訓練会場準備委託料でございます。

10月15日に県、村合同で総合防災訓練が行われます。その関係の経費でございます。

この訓練の一部ですけれども、土砂の埋没の車両、それから倒壊家屋を準備いたしまして住民の救出訓練を河川敷で行います。その準備、それから撤去の費用につきましては、既に8月の補正、第3号補正で予算を認めていただいたところでございますが、その後そこに瓦礫も加えて準備をして、よりリアルな訓練にするということになりまして、経費、その分5万円を補正させていただくというものでございます。

それから使用料で105万円、防災訓練資財使用料でございます。これも訓練の関係でございますけれども、当初予算にて総額で280万円、訓練費用として予算計上をいただいたところでございます。

そのうち使用料では200万円計上してございました。そちらの方が不足があるということで105万円をお願いするものでございます。

内訳といたしましては、必要な資機材、これはレンタルするわけでありましてけれども、看板類であるとかモニター、液晶のモニターであるとか放送設備、パネルであるとか、村では足りないテント、机であるとかそういったものなんですけれども、それらの調達の当初見積もっていたよりも単価が上がったりあるいは数量が増えたりということで不足が生じ、補正をお願いしたいというものでございます。

それから一番下の補助金、空き家活用家財道具撤去補助金30万円、当初予算にて20万円計上してございましたが、申請件数が増えているということで補正をお願いするものでございます。

8ページお願いいたします。

前のページでございますけれども、このたびの補正の財源といたしましては、前年度繰越金200万円を充てるという予算組みとしております。

なお、賠償金につきましても一旦一般財源での予算組みとなっておりますが、実際には全国市町村総合賠償保障の保険金が全額入ってくるということを確認しております。

以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、平田 広さん。

○9番（平田 広君） 9番の平田です。私9ページで防災訓練の関係でお聞きします。

この防災訓練、県と村の合同訓練というふうに聞いていたんですけれども、合同でやれば村の財源ではなくて県の補助金もあるいは支援等あってしかるべきだと思っておりますけれども、その辺について伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） お答えいたします。当初予算見ても県から285万円の補助金ということで計上してございました。県と村合同に当たりまして、確認書といたしましゅうか協定といたしましゅうか、を締結しているわけでございますが、そこでは県が285万円を上限として負担するということの

取り決めがございます。当初予算にてはそれ以外でおおむね収まるだろうという見込みもあったんですが、実際のところいろいろな事情でもってこのたび補正をお願いするということになりました。

その分につきましては、全額村の一般財源ということになります。金額にして今の補正を含めまして152万円ということになります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。そのほか質疑ございませんか。4番、近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 4番、近です。

同じく防災訓練資財使用料についてお聞きします。10月15日に実際訓練されるわけですが、ここで追加で購入するモニター、放送設備等、机ですね、終わった後の使用の予定、この辺はどうなっているか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 資機材は全部レンタルですので、基本的にはお返しします。ただ、ブルーシートなど消耗品も一部入っていますが、それはこちらの方で使うということになってございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。ほか質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 申し訳ございません。先ほど平田議員のご質問で私補足といたしましうか、付け加えさせていただきたい事項がございます。村の一般財源で152万円というお話をいたしましたけれども、特別交付税の対象となるように、特別な事業ということで認めていただくように県にはお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議長(小澤 仁君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変お疲れさまでした。

午後1時49分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

令和5年10月3日

関川村議会議長

議 員

議 員